

吹田市有料・軽費・養護老人ホームにおける事故発生時の報告等 について

1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の入居（所）者（以下、「入居者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する入居者等の事故とする。

2 報告すべき事故の種類

（１） 死亡事故及び負傷等（送迎、レクリエーション等での外出時における事故を含む。）

ア 死亡事故については、事故死のほか自殺を含む。

イ 負傷等については、骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故。

ウ 誤薬、誤嚥等により病院等を受診したもの。

エ 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったもの。

（２） その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故等

ア 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。

イ 食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出したもの。

（ア） 食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症）の患者が発生した場合は、診断した医師は速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、事業者は吹田市（福祉指導監査室（以下同じ））へ報告する。

（イ） 事業者は、その他感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに所管の保健所及び吹田市へ報告する。

ウ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、入居者等の処遇に影響があるもの。

（入居者に対する虐待、入居者の財産侵害（職員による窃盗等）を含む。）

エ その他報告が必要と判断されるもの。

3 報告すべき事故の範囲

（１） 事業者側の過失の有無は問わない。入居者等の自己過失による負傷等であっても、上記２に該当する場合は報告する。

（２） 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるとは判断されるものについては報告する。

（３） 入居者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）は報告する。

- (4) その他報告が必要と判断される場合。

4 報告の時期・手順

- (1) 事業者は、故等の発生後速やかに吹田市へ報告を行う。
なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに吹田市へ電話等により報告を行い、その後文書による。
- (2) 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

5 報告事項等

(1) 報告事項

- ア 報告者：法人名、事業所名（事業者名）、所在地、電話番号、管理者（責任者）氏名
- イ 入居者等（対象者）：氏名、性別、生年月日、年齢、住所、要介護度等
- ウ 事故等の概要：発生日時、発生場所、事故等の種別、事故等の内容（発見時の内容及び経緯を記載）
- エ 事故時の対応：対処の方法、治療等を行った医療機関名、診断内容、治療等の内容
- オ 事故後の対応：入居者等の状態、家族等への報告・説明（家族等の氏名、入居者等との続柄、住所、報告日時、対応状況、家族等の理解）、損害賠償に関する状況
- カ 再発防止に向けての今後の対応：事故等が発生した要因分析、再発防止のため改善策、実施状況
- キ その他特記事項

(2) 報告様式

別紙様式（excel形式）により行う。

(3) 報告方法

原則、電子メール等の電磁的方法により行う。

6 その他事業者対応

事業者は、事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、吹田市の指示に従う。

7 報告先

事業者は、事故発生に対し本取扱いに従い吹田市に報告する。

なお、事故の緊急性、重大性等を考慮し適宜、当該入居者等の保険者である市町村（広域連合）へも報告する。

(参考)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症並びに四類感染症

一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（H5N1）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス及びパラチフス

四類感染症：E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱（HFRS）、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群（HPS）、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症及びロッキー山紅斑熱